

三岳小学校いじめ防止基本方針

令和6年10月（一部改正）

木曽町立三岳小学校

目 次

I	三岳小学校いじめ防止基本方針について	1
(1)	目的	1
(2)	基本理念	1
(3)	いじめの定義と本校のいじめ防止対策に対する姿勢	1
2	本校のいじめの実態と課題について	1～2
(1)	本校の実態	1
(2)	本校の課題	2
3	いじめ問題への対応について	2～4
(1)	いじめの防止のための取り組み	2
(2)	いじめの早期発見のための取り組み	3
(3)	いじめが起きたときの対応	3～4
4	重大事態への対応について	5
(1)	重大事態とは	5
(2)	重大事態の対応についての留意事項	5
表 I	いじめ問題への取り組みの年間指導計画	6
図 I	学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	7
図 2	いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	8～9
図 3	重大事態発生時の報告・調査の流れ	10

I 三岳小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

木曽町立三岳小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「三岳小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

(3) いじめの定義と本校のいじめ防止対策に対する姿勢

いじめ防止対策推進法 第2条第1項（定義）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の定義を元に、子どもたちが安心して学習や活動に取り組むことができるよう早期発見と職員間の共通理解を図ります。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- 言葉による冷やかしやからかい、かけ口や悪口、仲間はずしや叩くなどの行為も見られましたが、早期に指導し改善してきました。
- 上下関係なく愛称で呼び合うことがあり、高学年になるとそのことを気にする児童もいました。

- 以前、低学年のかばんの中に、葉っぱや枝を入れて悪ふざけをするという事案が発生しました。
- 友達にいじわるなことを言われて頭にきた児童がカッターを取り出し、その友達に向けるという事案が発生しました。
- 特定の児童と距離を取りたいがために、無視をしたり避けたりするという事案が発生しました。

(2) 本校の課題

- 幼い頃から固定化された人間関係の中で生活しているため、個々のソーシャルスキルや自己肯定感を高められるような指導をしっかりと行う必要があります。
- 冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるものに対しては、言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。
- 低学年の段階から未然防止の指導の充実に努める必要があります。
- 特別支援教育に関する家庭や地域の理解をさらに得られるよう、継続して働きかける必要があります。
- 携帯電話やインターネットを使つたいじめが起こることも予想されるので、ネットモラルに關した指導を継続し、未然防止に努める必要があります。
- 休み時間など大人の目がないところでのトラブルが多い。子ども達と過ごす時間となるべく増やしたり些細なことでも情報共有を行ったりし、全職員で全児童への理解を深めていく必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取り組み

- 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子どもの社会性を育み、いじめをしない・させない・許さない態度の育成に努めます。
- 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりなど教育環境ユニバーサルデザイン化に努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- 子どもがいじめの問題について学ぶことや、いじめ相談窓口を周知することなど、子ども自らがいじめの防止を訴えるような取り組みを推進します。また、いじめの未然防止のための定期的なアンケートを実施します。
- 異学年間での交流を通し、上級生が下級生を思いやり、下級生は上級生から学び慕う関係を自然な姿で育てます。
- いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。

- いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取り組みとなるよう改善に努めます。

※参照 6P 【表1 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- 始業前や休み時間、放課後の子どもの様子、日記等での子どもとの日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子どもたちを見守ります。
- ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子どもが日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- 子どもや保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせます。
- 子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ不登校対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照 ①P 7 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

②P 8 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、町教育委員会に報告し、いじめられた子どもといじめた子どもそれぞれの保護者に連絡します。
- 犯罪行為を伴うもの等、学校や町教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- いじめられた子ども又はその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子どもの安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子どもを別室で指導すること等で、いじめられた子どもが安心して教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- いじめた子どもとその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。

- イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子どもへは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子どものプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもの健全な成長を促すことを目的に行います。
-
- いじめが起きた集団の子どもに対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子どもに対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
 - 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子どもとの関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
 - ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて地方法務局等の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
 - ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについて周知します。
 - パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
 - いじめが一旦解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

4 重大事態（疑いを含む）への対応について

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法 第28条第1項

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童が自殺を企図した場合等）
 - ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ※その他「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態（疑いを含む）の対応についての留意事項

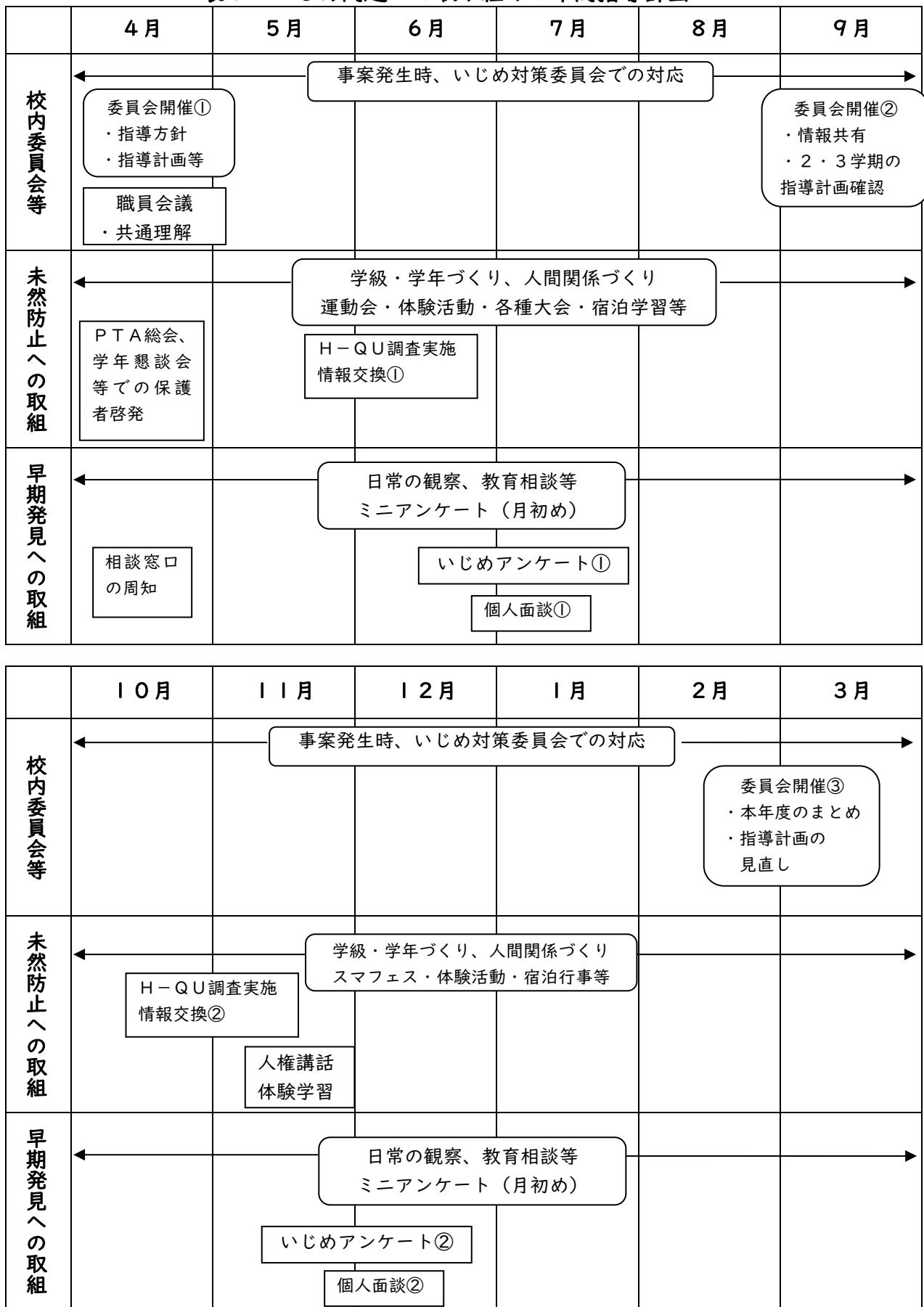
- 重大事態が発生した場合、町教育委員会に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をします。そのため、『学校危機管理マニュアル作成の手引き』（長野県教育委員会平成24年1月）等を参考に、学校危機管理マニュアルを整備しました。また、マニュアルについては隨時見直しを行います。
- 事案発生（疑いを含む）直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「いじめ対策委員会」を中心とし、対応チームを組織します。
- 関係児童への事実確認と関係児童の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導を行います。
- 関係機関等（警察・医療・消防・町教育委員会・PTA等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制の構築を図ります。
- いじめられた児童の安心・安全の確保
「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備するとともに、学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続します。
- いじめた児童への指導
いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をして、自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続します。
- 重大事態（疑いを含む）の調査を学校が主体となって行う場合は、「いじめ対策委員会」を母体として事態の性質に応じて専門家を加え、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にします。

※参照 P9 【図3 重大事態発生時の報告・調査の流れ】

- 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

※参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」（平成23年3月 文部科学省）

表Ⅰ いじめ問題への取り組みの年間指導計画



※各学校の年間の教育計画等に合わせ柔軟に計画する。

図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(法第22条に基づく組織【必置】)

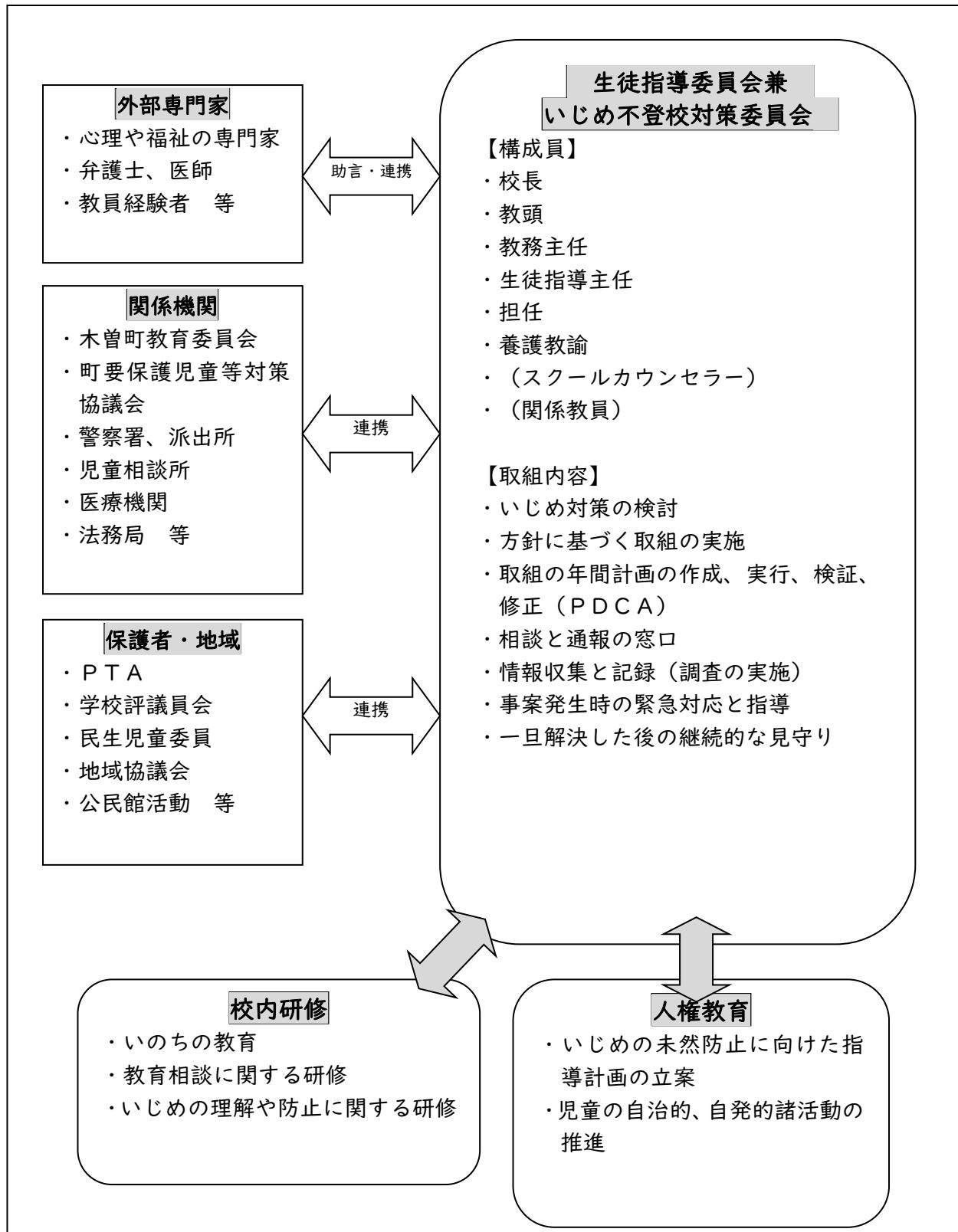
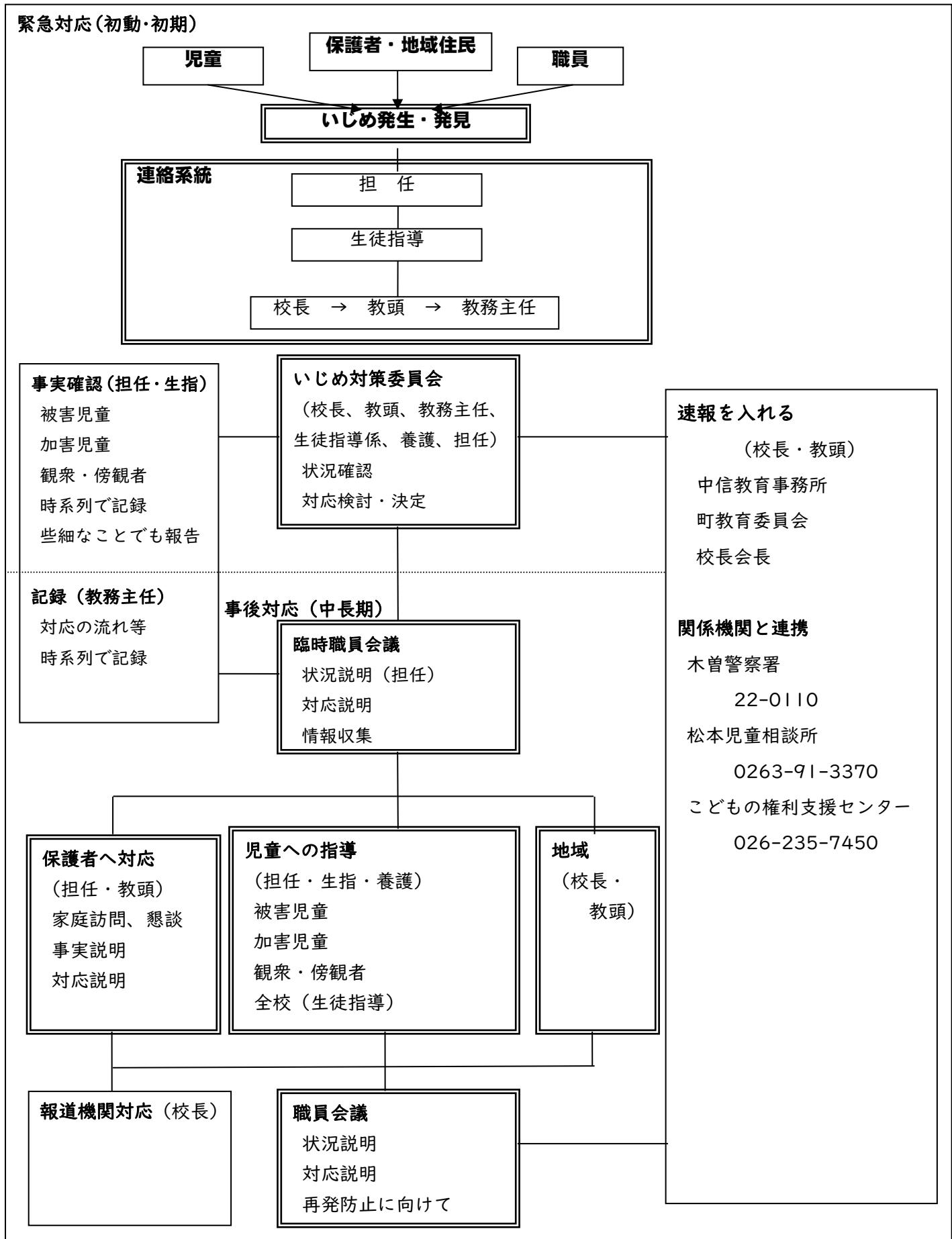


図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



※外部に公表するかどうかについては、対策本部・校長会長・教育委員会・中信教育事務所等で検討する。

いじめられた児童生徒・気になる児童生徒の発見
 (日常の観察、アンケート、教育相談、本人や周囲の訴え等から)

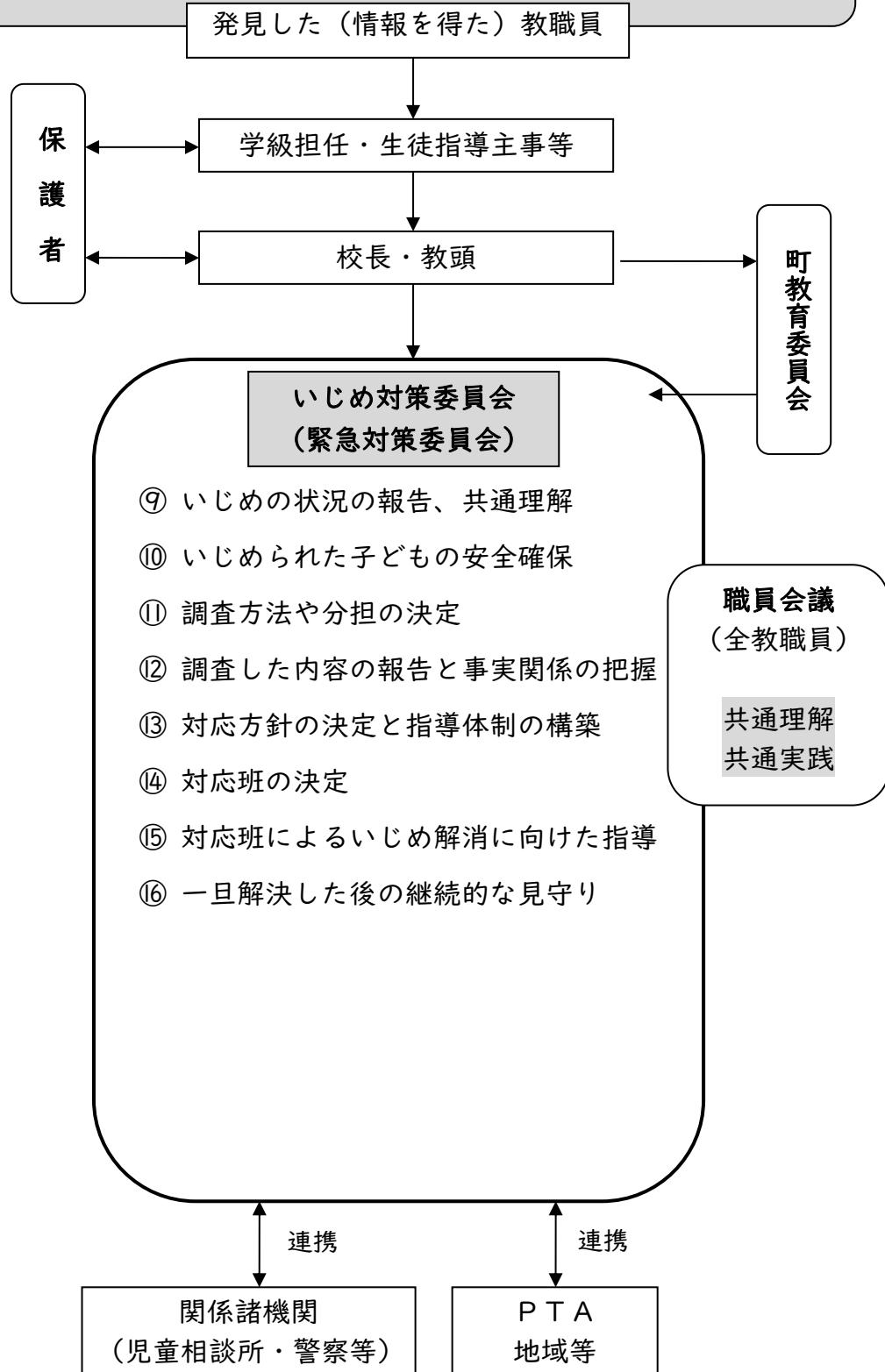


図3 重大事態（疑いを含む）発生時の報告・調査の流れ

